

社会福祉法人けいびん会 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人けいびん会は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる通所介護事業者及び居宅介護支援事業者として、感染症を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

第1条 基本的な考え方

感染症の予防及びまん延の防止を目的とした感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い通所介護サービス及び居宅介護支援の提供を図るため「介護現場における感染症対策の手引き」、「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」などのマニュアル、法人内規程および社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取組を行う。

第2条 感染予防・再発防止対策および感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 感染対策委員会を設置・運営し、適正な感染症の予防及びまん延の防止等を整備する体制の構築に取り組む。感染対策委員会は、理事長、デイサービスやまももの施設長、生活相談員、主任、ケアプランやまもも管理者、介護支援専門員により構成し、おおむね6月に1回以上定期的に開催する。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。また、日常支援にかかる感染管理として、以下の項目を定める。
 - 1 利用者の健康管理
 - 2 職員の健康管理
 - 3 標準的な感染予防策
 - 4 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、年1回以上の研修を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、年1回以上の訓練を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し指針の更新を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、介護現場における感染症対策の手引きや業務継続計画に従い、直ちに発生状況の把握に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、感染拡大の防止として、以下の防止策を実施する。
 - 1 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - 2 消毒
 - 3 ケアの実施内容・実施方法の確認
 - 4 濃厚接触者への対応
- ③ 感染事例等が発生後は、デイサービスやまももの家施設長は必要に応じて、以下の保健所、行政関係機関との連携のためにすみやかに報告を行う。
 - 1 浜田保健所 0855-29-5537
 - 2 島根県地域福祉課石見指導監査室 0855-29-5580
 - 3 浜田地区広域行政組合介護保険課 0855-25-1520
- ④ 感染事例等の発生後は、デイサービスやまももの家施設長は必要に応じて、以下の関係者への連絡をすみやかに行う。
 - 1 利用者家族
 - 2 担当の介護支援専門員
 - 3 理事長
 - 4 職員

第3条 本指針の変更は、感染症対策委員会の決議により行う。

附則

この指針は、令和7年8月8日より施行する。